

8. 公共建築物

公共建築物は、民間建築物の手本となるべき性格を有している。しかし、建築物であるがゆえに、官庁舎、美術館・図書館等の文化・教育施設、競技場等のスポーツ施設、下水処理場等の管理施設等、その機能や利用目的、立地条件等によって建築形態や規模、内部空間構成等が異なることが特徴であり、一律な方法論ですべてを設計していくことは不可能である。また、施設によっては、多くの人々が利用し、地域に密着したコミュニティの場となる可能性もある。

ここでは、このような公共建築物の特性を踏まえたうえで、周辺地域との景観上・利用上の関係等について、景観設計上の留意事項を示す。

なお、建築物そのものの形態、意匠等については、建築設計における個別の検討が重要となることから、ここでは、特に景観の観点から最低限守るべき事項についての記述に留めることとする。また、各公共施設共通の一般事項である舗装、駐車場については、後述する「9. 共通施設」の各項に示す。

[境界部における連続性・一体性の確保]

○敷地の境界部にはできる限り柵や垣根等は設けず、地域住民や利用者が気軽に立ち寄ることができるように開放的な空間構成とする。

→塀、柵、垣根等、敷地の内外を分断する施設は、可能な限り設けない。

→管理上敷地境界を開放できない場合は、塀や柵等の視覚的な断絶感を生じやすい施設は設置せず、敷地境界に接する帯状の空間を緩衝地帯として考え、マウンド、植栽の活用等の工夫を行う。

→柵や塀等を設置しなければならない場合は、設置位置の再検討を行う。

→柵や塀等を設置する場合は、低明度、低彩度の落ち着いた色を基本とした透過性の高いもの、高さの低いもの等を用いる。

→建築物壁面のセットバックを行うことにより、オープンスペースや植栽帯、緑地等を確保する。

→ピロティ等の設置や入口部の拡張等により、オープンスペースを確保する。

○敷地の境界部において、敷地内部と外部との連続性やゆとりある空間の創出に配慮し、敷地の内部と外部とが一体的に感じられるようなデザインとする。

→敷地境界部における敷地の内外に連続性を持たせるために、路面の段差解消や舗装の統一等を行う。また、パーゴラ等を設置し、両空間の一体感を高める。

→敷地周縁部の植栽と隣接する道路植栽との樹種を揃えたり、植栽位置を見直すこと等により、公共空間としての一体的な空間づくりを行う。

[周辺景観との調和]

- 建築物の色彩は、低明度、低彩度の落ち着いた色を基本とし、周辺景観から浮上がないようにする。
- 文化・スポーツ施設や学校、病院等の建築物は、その性質上大規模なものになることが多いことから、色彩に十分に配慮する。

- 田園地域に立地する廃棄物処理施設や排水施設等の建築物は、平坦地の中で独立して見え、特に目立つ存在となるため、可能な限り高さを抑えるとともに、周辺に高木植栽を施すことにより建物の見えの面積を低減する。

[デザイン基調の統一]

- 敷地内に複数の建築物がある場合は、施設配置や形態に一定の規則性を与える等、施設群としてデザイン検討を行い、それぞれの形態に脈略が感じられるようにする。
- 各建築物の形態に、対称性、均一性をもたせる等の規則性を与え、統一したデザインとする。
- 建築物の高さを揃える、徐々に高さを変化させる等、高さに一定の規則性を与える。

[繁雑さの緩和]

- 屋上工作物や屋外工作物等の付属施設については、建物本体との形態的まとまりを欠き、繁雑なものとなりやすいことから、建物本体との一体的なデザインを行う。
- 付属施設を囲って隠す場合は、建物本体の屋根や壁面を延長し、連続した壁面として認識させる。

[人にやさしいデザイン]

- 歩行空間に階段等の段差を設置する場合は、車いすや乳母車での利用が可能となるように、緩勾配のスロープを設ける等十分に配慮する。
- スロープを設ける場合は、地形の流れを取り込んだり、隣接する階段と空間的な一体感が感じられるようにする等、周囲の地形や施設と馴染むような線形とする。

[利用上の快適性の向上]

- 外部の道路網体系や歩行動線に合わせて出入口部等を設置し、周辺地域との動線の連続性を確保する。
- 建築物の一部にピロティを設けることにより、建築物下部に動線を確保し、人々が自由に行き来できるようにする。

- 近隣の住民ばかりでなく、外来者等の利用に対しても配慮し、入口部等の敷地内の要所には、施設配置等を示す案内サインを適宜設置する。
- 音や光等によるサインの設置等、幅広い人々が快適に利用できるよう検討する。

- 建築物の設計においては、建築単体で完結した空間設計ではなく、周辺の環境や景観、利用者の快適性を考慮した空間設計を行う。
- 特に入口部においては、壁面により囲われた閉鎖的な空間とするのではなく、ガラス等の素材を用いることにより、屋内空間と屋外空間との一体性に配慮する。
- 大きな開口部をとり部分的にテラスを設置する等、半屋外空間を設けることにより、内部空間と外部空間とを、利用者が自由に行き来できる空間とする。

[地域性・地域景観の演出]

- 地域の特産品等をモチーフとした即物的装飾は、建築物としての存在とは無関係なものであり、周辺景観から浮き上り目立つ存在となりやすいためできる限り用いない。

- 周囲に地域のシンボルとなる山並みを有する場合は、敷地外の主要な視点場（道路、公園等）からの眺めが阻害されないような建築形態とする。
 - 主要視点場からの眺めにおいてスカイラインが乱されることがないように、建築物の高さを抑える。

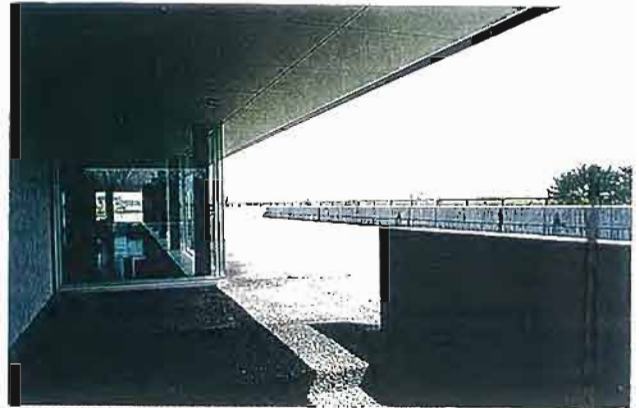
- 建築内部や敷地内において、地域のシンボルとなる山並み等の良好な眺望が得られる場所に、人々の休息スペースを兼ねた展望空間を設置する。
 - 建物内部に展望スペースを確保する。
 - 敷地内部に展望空間ともなる広場を設置する。

- 外構部や敷地周縁部等には、周辺の状況や建築物とのバランスに配慮しながら植栽し、印象的な景観を創出する。
 - 敷地の入口部等にシンボルツリーを植栽する。
 - エントランス空間においては、建築物の正面へ向かう道の両側に並木植栽を行う等、建築物を引き立て外来者を迎え入れるような植栽を行う。
 - 建築物の屋根から降ろした雪を溜める場所や、敷地境界部付近の堆雪スペース等は、冬季以外については草花の植栽等を行い、建築物の修景空間として活用する。



建物を敷地の奥に配置し、前面を開放的なオープンスペースとしている。規則的な高木植栽は、視点位置によっては建物の入口部へ向かうピスタ状に見えるよう工夫されている。

東京都荒川区
尾久の原公園



開口部を大きくとり、ガラスを使用して開放感を確保している。また、前面のデッキは、地域景観を眺めることのできる良好な展望空間となっている。

酒田市
市営国体記念体育館



敷地内の複数の建築物を、群としてデザインし、配置している。高さを抑え、敷地境界に植栽を施す等して周辺の自然的な景観に馴染ませている。

白鷺町
県営住宅



壁面に低明度・低彩度の落ち着いた色彩を用い、周辺景観になじんでいる。階数を抑え、周囲の丘陵上の樹林との高さのバランスがとれれば、さらに周辺景観とのなじみが良くなる。

遊佐町
鳥海自然文化館 遊楽里



高さを抑えた民家風の建築形態とすることで、周辺の田園景観に馴染ませている。

立川町
農業集落排水処理施設



屋上に設置される工作物を、建築物本体と一体的にデザインすることにより、建築物全体としてまとまった印象を与えている。

静岡県浜松市
浜松テクノポリス

9. 共通施設

ここでは、個別事業を実施していく中で付帯的に設置され、発生する施設等を共通施設として取り扱っている。共通施設は出現頻度が高く、各事業において個別に対応すると、同一の施設であっても形態や色彩がばらばらとなって、景観的な混乱を来す可能性もある。

共通施設の項では、法面、舗装、フェンス等の8施設について取りあげ、それぞれの景観設計上の留意事項を示す。

(1) 法面

道路整備、住宅団地整備等の造成に伴い発生する法面は、滑らかな輪郭の自然地形の中に、大きな平滑面として現れることから、特に、山間・丘陵部等の周辺に樹林が存在する自然景観の中では、極めて目立つ存在となる。したがって、法面においては周辺景観との調和に配慮して設計にあたる必要がある。その際、法面を工作物として捉えるのではなく、地形の一部として認識し、設計することが最も重要な事項である。

ここでは、以上の特性を踏まえ、景観設計上の留意事項を示す。

[周辺景観との調和]

○切土法面が発生する場合は、一様な平滑面が立ち上がり周囲の自然的な景観から浮き上がって目立つことから、周辺地形と馴染むように造成を行う。

→自然に植生回復が可能な法面形態や勾配とする。

→法面勾配に変化を与えて、周辺地形とのなじみを良くする。

→安定的な岩盤法面の場合、岩盤表面の表情が美しく感じられるようにする。

○切土・盛土法面には、基本的に法面緑化を行うこととし、周辺の自然的な景観との調和を図る。

→緑化については、周辺地域における在来種の樹木を基本構成種とした緑化を行い、将来的に周辺の地山と同様の景観となるようにする。

→法面勾配や地盤の状況等により、法枠工等の設置が必要な場合は、厚層基盤を設置し法面緑化を行う、枠の間に自然石を敷き詰める等、周辺景観との調和を図る。

○宅地や公園等の造成に伴って発生する法面の場合は、輪郭線としてはっきりと現れる法肩・法尻部や法面端部が周辺地形となじみにくいことから、これらの端部をラウンディングし、滑らかにすりつけることで、輪郭線をぼかし、周辺景観から浮き上がる印象を軽減する。

○法尻部前面の敷地に余裕がある場合には、法尻部に植栽帯を設け、高木植栽によって、法面を隠すことで、自然的な周辺景観との調和を図る。

[地域性・地域景観の演出]

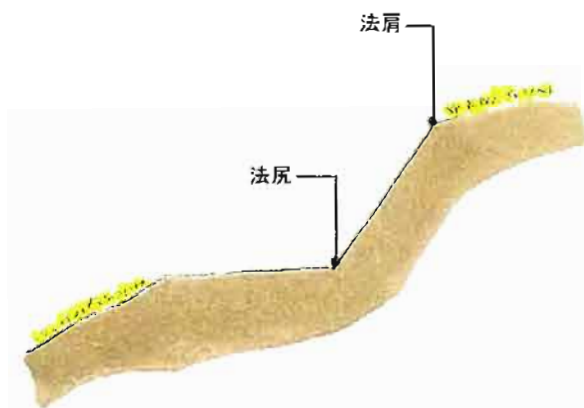
○大きな面として現れる法面に、植栽等で絵画や文字を描きこむことは、地形の一部としての法面の姿を考慮すると不自然な印象となり、また周辺の景観から浮き上がり目立つ存在となりやすいためできる限り用いないようにする。



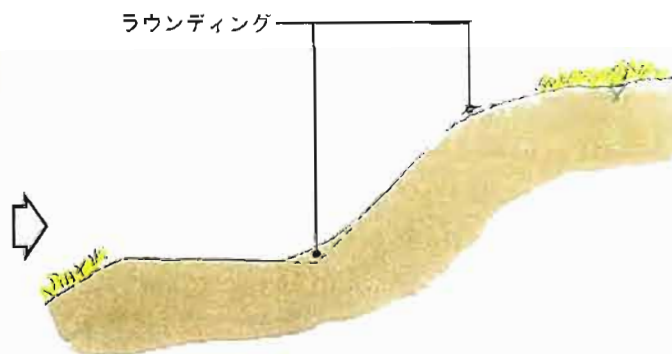
法面緑化と法肩の木本類の植栽により周辺の自然な景観と馴染ませている。しかし、道路に設置された白色のガードレールが緑化された法面から浮き立ってしまっている。



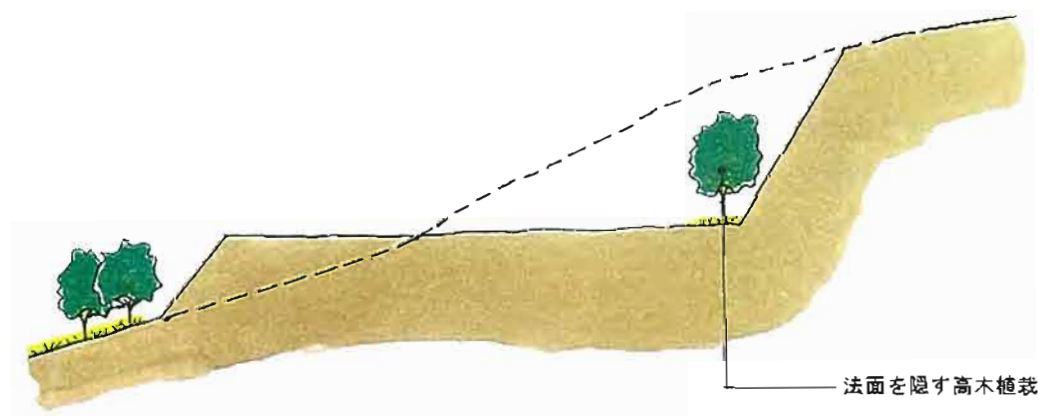
法面に花壇を設置して草花等を植栽し、彩りを与えようとしているが、幾何学的な形態やランダムな配置は、風景の一要素としての存在必要性や形態的脈絡が感じられず、不自然な印象を与える。



法肩・法尻部が直線で現われるため、はっきりと確認され、違和感を生じやすい。



法肩・法尻部にラウンディングを施し、輪郭線をぼかすことで、周辺景観との調和を図る。



法尻部に高木・低木植栽を行い、法面を隠蔽する。

(2) 擁壁

擁壁は、法面同様に道路整備、住宅団地整備等の造成に伴い設置される施設であり、その規模も様々である。また、擁壁は、地山の土圧を支える堅牢な構造物であることから、形態的にもしっかりと地山を留める形であることが求められる。一般的には、急傾斜地に道路等を整備する場合や、可能な限り広いスペースを確保する場合等に設置されるため、擁壁自体は、直壁や急勾配の壁として連続的に現れる。このため、高さから感じられる圧迫感や水平方向に連続する単調感等の長大な印象を与えやすく、周辺からも目立つ存在となる。

特に大規模な造成において設置される景観的影響が大きい擁壁においては、長大な印象を軽減させることが最も基本的な事項であり、その上で擁壁が有する形態的特徴を考慮し、全体形状を整えることが重要となる。

ここでは、このような大規模擁壁を対象とし、上記事項を踏まえた景観設計上の配慮事項を示す。

[全体形状の検討]

○擁壁の本来の機能である、地山を留める構造物であることが明快に分かる形態であることを基本とし、壁面、垂直・水平部材や、擁壁高、長さ等、擁壁全体としてのプロポーシオンを整える。

→縦方向の部材を壁面に付与することにより、高い地山を留める構造物としての形態を強調する。

○擁壁天端高が地形に沿った形で変化する等、無秩序に変化する場合は、高さ変化に秩序を与えるとともに、形態的に脈絡をもたせるように高さを設定し、全体の形状を整える。

→高さや幅の変化量を均一にする等、変化に秩序を付与する。

→高さが変化する場合は、地形に合わせて折れ線状に変化させるのではなく、可能な限り一定勾配で変化させる。

[長大な印象の軽減]

○擁壁高が高く、圧迫感が感じられる場合は、擁壁を複数段に分割し、一様な壁面から受ける高さ感を軽減する。

○コンクリート擁壁が連続的に設置される場合は、一様な平面が連続し単調な印象を与えることから、壁面に凹凸を付与する等、平面の見えを適度に分割して変化を与え、単調な印象を軽減する。

→壁面に対して、ニッチ（凹型の引込み）を設け凹部に植栽を施すことで、壁面に変化を与える。

→はつり仕上げ等の表面処理を部分的に線的に施すことで平面を適度に分割し、単調な印象を軽減する。

[汚れのコントロール]

○雨水や浸透水が擁壁天端や擁壁表面の水抜き穴から流れる場合、壁面を伝って流れ落ち、汚れが付着しやすく目立つことから、汚れの付着や水仕舞いを考慮したデザインを行う。

→水抜き穴の位置に合わせて下部に水みちともなるスリットを設ける。

→擁壁天端の勾配を山側に下げる。

→擁壁天端を庇状に前面に出す。

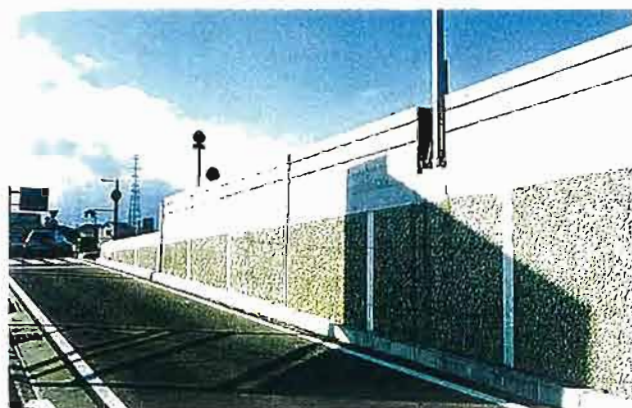
[地域性・地域景観の演出]

○大きな面として現れる壁面に絵画を描きこんだり、華美な着色を施すことは、擁壁が有する本来の機能とは無関係であり不自然な印象のものとなりやすく、また周辺の景観から浮き上がり目立つ存在となりやすいためできる限り用いないようにする。



縦方向のラインを強調することにより、高い地山を留める構造物としての形態を強調している。

スイス



縦ラインを入れることにより壁面を分割して一様な見えの印象を抑え、表面にはつり模様をいれることにより、輝度を抑えている。

福島県福島市
国道13号

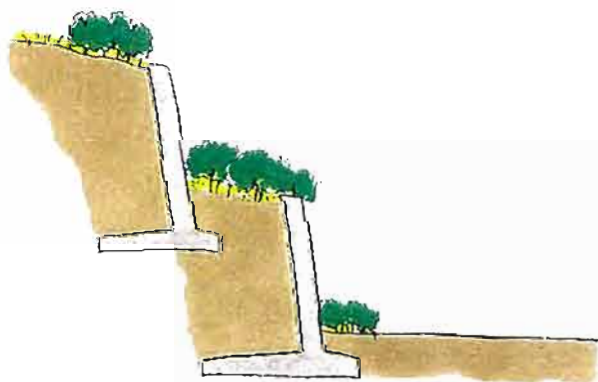


擁壁の壁面に凹凸を設けて擁壁が連続する単調さを緩和し、さらに、凹部に植栽を施して変化を与え、長大な印象を和らげている。

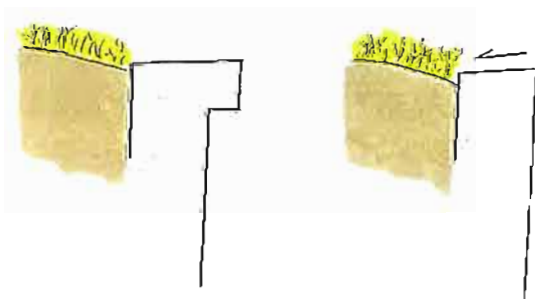
京都府



擁壁に施された地域の名物を直接的に表現したレリーフ。鮮やかな色彩が足元の植栽にそぐわず、必要以上に目立つ存在となっている。



擁壁を複数に分割して圧迫感を軽減する。さらに、肩部に植栽を施すことにより、印象を和らげる。



擁壁天端を庇状に前に出す。

雨水が山側に流れるように天端に勾配をつける。

擁壁表面の汚れに配慮し、水仕舞いを考慮して擁壁天端を庇状に前に出したり、天端に勾配をつける等天端の形態を検討する。

(3) 舗装

舗装の設計を行う上で最も重要な事項は、利用者が安全で快適に利用できることである。また、歩行空間においては、第一に歩行者が主役であるため、舗装は風景の「脇役」として控えめな存在であることが求められる。そして、場所が有する個性や、利用者が直接触れる肌ざわりの良さ等が感じられるディテールを有することが大切である。

さらに、劣化や地下埋設物工事に伴う撤去等による舗装の更新・補修を予め考慮し、特別な場所を除いては、素材・舗装パターン等において特殊な舗装を行わないことが舗装設計上重要な事項となる。

舗装設計においては、上記の基本的特性を考慮した設計を行うことを基本とし、以下に景観設計上の留意事項を示す。

[施設・空間の一体的設計]

○沿道のポケットパークや橋詰広場等では、歩道と同様の舗装や空間的に脈絡を感じさせる舗装を行うことで、空間的な一体性を高める。

[周辺景観との調和]

○舗装は、面的な広がりを持ち、空間の印象を決定づける重要な要素であることから、風景の「脇役」としての役割を踏まえた上で、舗装の目的（歩道、公園、駐車場等）や場所の特性（歴史的な街並み等）にあわせて、素材や寸法、色彩、パターンを決定し、周辺景観との調和を図る。

○歩車道境界や車道端部となる路肩の舗装は、歩道あるいは沿道の景観と調和した舗装とする。

→都市部以外では路肩の緑化を積極的に行い、緑ゆたかな道路景観を演出する。

[人にやさしいデザイン]

○舗装材の選択や仕上げ、割り付けにあたっては、場所の特性を考慮しながら歩きやすさを考えた舗装設計を行う。

→車椅子や乳母車の利用、ハイヒールでの歩行等が多く想定される場所では、スロープや歩道舗装において大きい目地幅や凹凸の大きな舗装は行わない。

→磨き仕上げやタイル舗装等の平滑な路面は、滑りやすく凍結しやすいことから、できる限り用いないようにする。

[利用上の快適性の向上]

○交差点や公園周辺の道路等では、舗装の素材や色彩を変化させることで、場所の意味を明示するとともに、利用者に注意を促す。

→交差点入口部や公園周辺道路の端部等において、一般区間と異なる舗装を部分的に施すことにより、イメージハンプとして利用者に注意を促す。

[地域性・地域景観の演出]

○地域の特産物や行事等を即物的に取り込んだ舗装パターン、場所性を直接的に表現した波形の舗装パターンや華美な色彩の舗装等は、本来の「脇役」としての存在からかけ離れたものとなり、周辺の景観から浮き上がった存在となるため、できる限り用いないようにする。

○舗装材は、周辺環境、利用目的等に配慮した上で、可能な限り地場産の材料を用いる。



公園の入口部の車道に歩道部と同様の舗装を施し、一体感のあるエントランス空間を創出している。

東京都荒川区
尾久の原公園



歩道と植栽帯との間に異なる素材の舗装が組み込まれていることにより、敷地境界があいまいになり、公園から車道までを一連の空間としてとらえることができる。

東京都荒川区
尾久の原公園



黄色の点字ブロックよりも、横断方向に入れられた舗装パターンの方が明度が高いために、舗装から浮き立ち、点字ブロックの誘導機能を妨げている。



舗装パターンを変化させたイメージランプを設けて交差点部を明示している。カラー舗装や華美な舗装を用いなくても十分に機能を果たしている。

東京都荒川区



交差点に設けられたポケットパークの舗装に地場産の硝晶石を使用することで、地域性の表現を行っている。また、車止め等のファニチャー類は、黒色の似合う色合いのものを用い、バランスを崩さないようにしている。

宮城県登米町



街並みの中で派手な色使いの舗装ばかりが目立っている。ストリートファニチャーとのデザイン的脈絡も感じられない。

(4) 駐車場

駐車場は、公園や公共建築物等、人々が利用する施設のほとんども併設され、施設の想定利用者数に応じてその容量・規模が規定される。また、その機能上平坦な空間となり、単調で殺伐とした印象となる一方、多くの車輛が駐車されている状態では繁雑な印象を与えやすい。しかし、車による施設利用者を迎え入れる空間として、利用上の快適性への配慮も求められる場所でもある。

ここでは、こうした特性を踏まえ、敷地内での駐車場配置のあり方、および駐車場空間内部のあり方について、景観設計上の留意事項を示す。

[単調な印象の軽減]

○平坦な舗装面が広がる駐車場は、単調で殺伐とした空間となりやすいため、配置の工夫によって単調感を軽減する。

→建築物に併設する場合は、地下への設置を検討する。

→建築物背面や敷地奥等、前面道路等の主要視点場となり得る場所から目立たない位置に配置する。

→駐車場を数ヶ所に分けて分散配置する。

○植栽等の工夫により外部から隠したり、場内の空間を分節する。

→駐車場の周囲に植栽を施す。

→駐車場内に高木植栽を行うことにより、単調となりがちな空間を適度に分節する。

[人にやさしいデザイン]

○車いす等での利用を考慮して、安全かつ快適にアプローチできるように配慮する。

→専用の駐車場を建物側近に配置する。

→身障者用の駐車ますは、乗降時の快適性を考慮して広めにとる。

→駐車場から施設への歩行帯の段差をなくす。

[利用上の快適性の向上]

○車を降りてからの利用者動線や、歩行者と車両の動線の交錯等、動線に十分配慮し、安全かつ快適なアプローチができるようにする。

→駐車後の徒歩での移動距離が小さくなるように、駐車場を分散配置する。

→人の動線と車の動線が交錯しないような駐車場の配置や駐車ますのレイアウト、歩行者スペースの確保を行う。

○駐車場の出入口は、可能な限り道路のカーブ区間等の走行上危険な場所や認識されにくい場所には設置しない。

→入口部に高木植栽やゲート等を設置し、入口部を明示する。

→入口部周辺の看板、案内板等を集約し、認識されやすいシンプルな標示を行う。

→出口部付近には中高木の植栽は行わない等、出口部の見通しを確保する。

[繁雑さの緩和]

○駐車ます内の車止めは、繁雑な印象を与えるだけでなく、歩行の妨げにもなることから、歩道や植栽帯等と一体的にデザインを行う。

○駐車場敷地内の余地、異形地を堆雪スペースとして確保し、除雪後に雪が点在する繁雑な印象を軽減する。

→堆雪スペースは、夏期に不自然な印象とならないように、地被植栽を施す。

[地域性・地域景観の演出]

○山間部等、周辺の良い景観が眺められる地点に設置される場合は、余地を活用して休憩、展望スペースとして整備する。

→余地に四阿やベンチ等を設置する。

→見晴らしの良い方（谷側）に歩行帯を設ける。



駐車場敷地内に植栽を行い、適度に空間を分節し、殺伐とした印象を軽減している。高木と低木との組み合わせにより、緑のボリュームを調整している。

福岡県
海の中道国営公園



駐車場の入口部の両側対の高木植栽を行い、さらに入口前面の舗装を変えることで、駐車場の入口を明示している。

福島県福島市
福島県立美術館



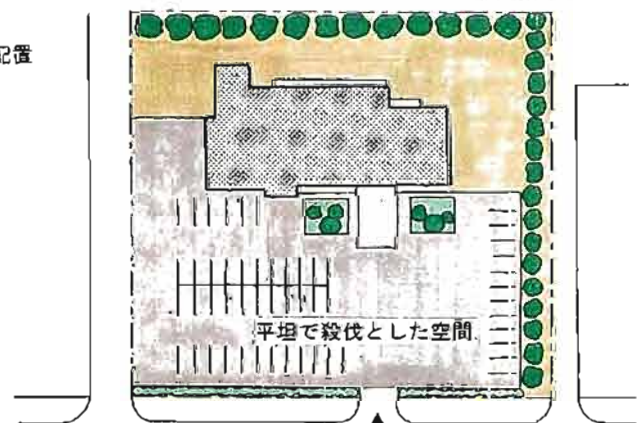
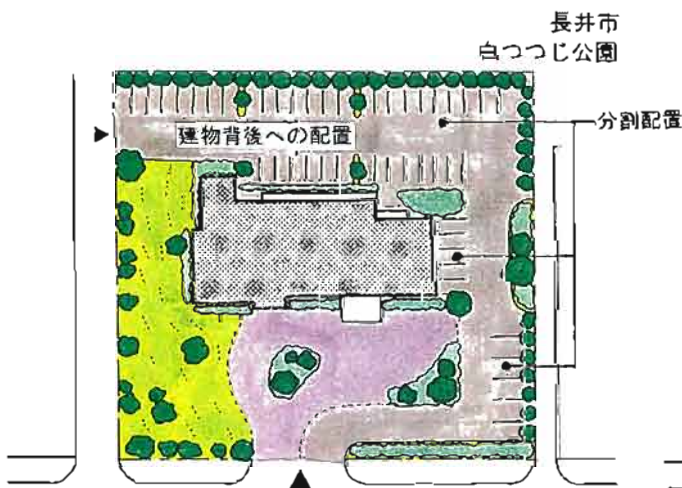
敷地境界に植栽帯を設け、マウンドや植栽により、外部からは繁雑に見えがちな駐車の状態を隠している。

長井市
白つつじ公園



隣接して設けられている駐輪場の一段高い盤は、駐車ますの車止めを兼ねている。別途縁石等を設置する必要もなく、駐車面もすっきりとしている。

福島県福島市
福島県立美術館



駐車場を建物の背後に配置したり、分割配置することにより、正面に植栽スペースを生み出す等、来訪者を迎え入れるようなエントランス空間の形成を図る。

建物の前面に駐車場をまとめて配置すると、平坦な舗装面が広がる殺伐とした空間になってしまう。

(5) フェンス

ここでは、転落防止柵、横断抑止柵、敷地境界フェンス等の柵状施設を総じてフェンスとして捉え、道路、公園、公共建築物等、多様な施設に付帯的に設置されるこれらの施設について共通して述べるができる配慮すべき一般事項について示す。

フェンスは、施設が有する本来の機能上、柵状に連続的に設置され空間を分断する施設であることが特徴である。このため、形態や色彩によっては、必要以上に空間を分断する印象が強まったり、帯状に目立ちすぎる可能性も有する。したがって、できる限り設置されないことが望ましく、そのためには施設の形状や空間構成において工夫することが必要となる。フェンスを設置しなければならない場合には、視覚的断絶感を低減するために、透過性に配慮することが重要な基本事項となる。

ここでは、上記の事項を踏まえ、以下に景観設計上の留意事項を示す。

[周辺景観との調和]

○フェンス等は視覚的な断絶感を与えやすいため、できる限り設置しない。

→展望空間等においては、急傾斜や落差を解消する等、フェンス等の設置の必要のないような空間構成となるようにする。

→空間の分断や人の行動の抑止等の機能が必要な場合は、帯状の空間を緩衝地帯として考え、マウンド、植栽の活用等の工夫を行う。

○フェンス等を設置する場合は、視覚的な断絶感を与えないよう透過性の高いものを採用する。

→ガードパイプ等の透過性の高いタイプを採用する。

→フェンス等の色彩は、低明度、低彩度の落ち着いた色を基本とする。

○フェンス等の設置にあたっては、周辺の環境を十分に考慮した素材、形状とする。

→木材を模倣したコンクリート擬木は、本来の木材が有する質感とは異なり、周囲の自然景観の中で不自然な存在となるためできる限り用いないようにする。

[利用上の快適性の向上]

○都市部や公園等、人々の利用が多く間近に人々が接することが多い場所の場合、歩行の妨げにならないような形状にするとともに、腰かけたり、もたれ掛かる等、直接触れることを考慮したデザインとする。

→特に人が触れやすい場所では、トップレールに木材等の温かみのある素材を用いる。

→通行量の多い場所では、歩行者がひっかかったりぶつかることの無いよう、必要以上の突起物が出ないデザインとする。

→バス停等の人々が滞留する場所において広いスペースを有する場合は、人々が腰かけることができるような、他の機能とあわせたデザインを行う。

[繁雑さの緩和]

- ストリートファニチャー、標識、照明柱等の施設に隣接して設置される場合、異なる形態、色彩が混在し繁雑な印象を与えやすいことから、できる限り一体的なデザインとしたり、デザインや色彩の基調を整え、道路景観にまとまりを与える。
- 柱等、同一形状の部材については、機能や構造に支障を与えない範囲で、断面形状、素材、色彩等を統一する。
- フェンス等に照明を組み込む。

- 敷地境界においては、敷地毎や更新により異なる形態、色彩のフェンスが設置されることがあり、繁雑な印象を与えることから、可能な限り同一のフェンスで統一する。

[地域性・地域景観の演出]

- 絵画を描きこんだり、地域の特産物や行事等をモチーフとしたフェンスのデザインは、フェンスが有する本来の機能とは無関係であり不自然な印象のものとなりやすく、また周辺の景観から浮き上がり目立つ存在となりやすいためできる限り用いないようにする。
- 景勝地や優れた俯瞰景が得られる展望空間等において設置される転落防止柵については、透過性の高いタイプを採用し良好な眺望を確保する。
- 細いパイプによる横棧、ケーブル、ガラス等の透過性の高い形態、素材を用いることにより、視界を妨げないようにする。なお、低い位置を壁構造とする等、子供の転落等の安全性に配慮する。



トップビームの位置を後退させることにより、もたれかかりながら、河川景観を楽しめるようにしている。また、暗色系の色彩とすることで目立たなくさせているが、無造作に立てられた看板がその工夫を台無しにしている。



低明度・低彩度のフェンスを用い、さらに、その前面をマウンドして高木植栽を施している。歩道からは、フェンスの存在はほとんど気にならない。

東京都荒川区
尾久の原公園



透過性の高い構造のフェンスを用いたことにより、フェンスの存在が気にならず、歩きながら水面越しの眺めを楽しむことができる。

東京都千代田区
皇居付近



海岸部において、クロマツの生育の助長を目的として設置された木製防風柵。自然的な海岸部に設置されることに配慮し、素材に木材を使用している。

遊佐町



透過性の高い構造のフェンスの採用により、水辺への視線を遮らないようにしている。また、木製のトップビームは、柔らかな材質感を人々に与える。

千葉県茂原市
豊田川



縦柵の転落防止柵に、地域の特徴を示す塗装を施している。視点の前面に設置されており、本来見るべき水面への視線を遮ってしまっている。

(6) 標識・サイン類

道路標識以外の標識・サイン類は、道路などの同一空間内に多種多様なものが設置される場合が多く、不揃いな形態・色や規則性のない配置により、全体として統一感に欠けてしまいがちである。本来の情報伝達機能が発揮できるよう、表示すべき情報・掲示内容の整理や統合を行い、必要十分な情報を掲示するとともに、デザインの系統化に配慮する必要がある。また、そのデザインや配置にあたっては、必要以上に目立ちすぎて、景観を阻害することがないようにすることが肝要である。

ここでは、以上の特徴を踏まえ、景観設計上の留意事項を示す。

[明瞭な案内の工夫]

○地域の主要道路の分岐点や入り組んだ道路の交差点においては、目的地へのスムーズなアクセスが可能となるように、案内サインを設置する。

→他地域からの来訪者に配慮し、特に目的地までの折れ点や、山中の分岐点、道の入り組んだ市街地等にはサインを設置し、曖昧な表現とならないように、明瞭な指示内容とする。

○都市の入り口部や駅前等、まちの玄関口にあたる場所には、主たる動線上や滞留空間に街全体等のロケーションを示す総合的な案内サインを設置する。

○地区名、歴史資源、公共施設などの個別の案内サインについては、利用者にとってのわかりやすさに配慮し、その案内対象の種類によって、デザインの基調を統一する等の工夫を行う。

→地域単位や施設分類毎での共通イメージやまとまりを演出するため、形態や素材、色彩、大きさ等に関する基準づくりを行う。ただし、場所の特性に配慮し、単に画一的なデザインとならないようにする。

→明瞭な案内表示となるように、文字の大きさや配色に配慮し、識別性を高める。

[周辺景観との調和]

○サイン類の設置により、周辺景観への眺めを遮ったり、その場の雰囲気や壊したりすることのないよう配慮して、設置位置や形状の検討を行う。

→休憩施設や展望空間等の主要視点場における良好な眺めを遮るような位置にはサイン類を設置しない。

→パネル型ではなく角柱型を用いる等、形状の工夫により視界を確保する。

→景勝地等の優れた景観の中への「立入禁止」や「ゴミ持ち帰り」等のサイン類を設置する場合は、その場の雰囲気を壊さないようにする。

○サイン類の支柱や縁枠は、周辺景観との調和に配慮し、低明度、低彩度の落ち着いた色を基本とする。

[人にやさしいデザイン]

- 子供や外国人、高齢者、視覚障害者等が利用する可能性の高い場所において設置するサイン類は、わかりやすい指示内容となるよう配慮する。
- 表示をイラスト化することで、わかりやすく、且つ親しみやすくなる工夫をする。
- フリガナや英訳を付ける等の配慮を行う。
- 音声による案内や点字パネルの設置を行う。

[繁雑さの緩和]

- いくつかのサイン類が隣接して設置される場合や、隣接して他の公共付属施設がある場合は、繁雑な印象を与え易いことから、可能な限り共架や一体的なデザインとする。
- 建柱位置を沿道の公共施設用地内として、道路空間が繁雑にならないようにする。
- 形態や素材、色彩の調和を図ることで、デザイン的に脈絡を持たせる。
- 照明柱に地区案内を組み込む、舗装に方向案内のタイルを組み込む等、他の公共付属施設が案内サイン等の機能を兼ねたデザインとする。



隣接して設置された2種類の案内サインは、それぞれの形態等は工夫されているものの、相互の関連性がなく、まとまりのない状態となっている。



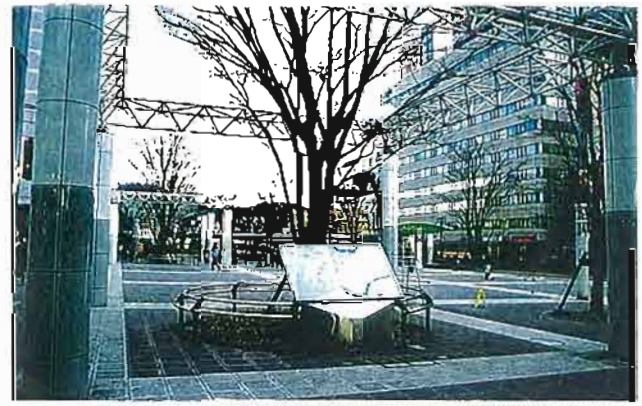
まちの入口部の交差点部にマウンドや植栽を行い、案内サインを引き立て、来訪者を迎える場所として整えている。

静岡県小山町
東富士リサーチパーク



駅前に設置された案内サイン。主要施設の方向と地図を一体的に示す等、利用者にわかりやすい工夫を行っている。

東京都豊島区
池袋駅東口



駅前広場に設置された案内サイン。植栽樹とともに設置されており、他のファニチャーともデザイン基調がそろえられていることにより、まとまりのある空間となっている。

福島県福島市
福島駅東口



区のサイン計画により、区内施設のサインのデザイン基調がそろえられ、利用者へのわかりやすさを高めている。

東京都世田谷区



地域内で案内サインの色彩や形態等のデザインを統一することにより、地域のまとまりやイメージをアピールしている。

神奈川県横浜市
みなとみらい21

(7) 緑の保全・緑化

緑の保全・緑化には①県土景観の基調をなす樹林地の緑を守り育てていくこと、②人々が快適な暮らしを営む上で必要な、身近に楽しむことができる緑を創出すること、の2つの方向性がある。

①においては、環境条件に適し、本来の山形県の自然の景観と良く合う郷土種を選択することを基本とする。そうすることにより、植栽後の良好な生育が期待でき、さらに維持管理においても省力化を図ることが可能となる。②においては、郷土種の利用を基本としながら、草花による修景・緑化等、景観に彩りを与えていくことも重要である。

ここでは、これらの基本事項を踏まえた上で、緑の保全・緑化における景観設計上の留意事項を示す。

[自然環境の復元]

○平坦地を造成し、その上に緑化を行う場合、植物の生長を促進させるために、表層50cm程度はあまり強く締め固めず、柔らかな地盤づくりを行う。

○遷移の進行を早め、早期に自然環境の復元や周辺景観との調和を図るため、植栽樹種・植栽方法を工夫する。

→郷土種である木本の種子を播種し、自然の遷移に委ねて森を形成する。

→郷土種を用いたユニット苗を群を点在させる形で植栽し、自然的な森を早期に形成する。

○切土法面や広範囲の掘削を伴う整備等において、その場所に地域に根差した植生が繁茂している場合は、あらかじめそれらの種子を含む表土(10cm程度)をすき取り、造成後に敷き均しすることで、本来の植生の回復に努める。

○播種や挿し木に使用する種子や苗は、できる限り周辺の土地から採取したものを利用する。

→多くの苗が必要となる場合は、あらかじめ、植える時期に合わせて苗圃等にストックが可能となるよう対処しておく。

→地域に根差した植生が繁茂する場所において切土造成等を行う場合は、他の事業用地への客土や、植生の移植の可能性を検討する。

○特殊な環境条件の場所に緑化を行う場合は、活着性を考慮し、その場に適した樹種を選択する。

→海岸部では、地域の風土性を感じさせるクロマツ等の樹種を選択する。

→河川空間では、ヤナギ類やヨシ等の水辺を好む植生を選択する。

[楽しむ緑の創出]

- 郷土種を基本としながら、季節変化により新緑、紅葉、落葉、開花、結実等の様々な表情をもつ樹種や、樹形・樹皮等の美しい樹種を選択する。
- 公園や緑地、沿道等への草花の配植にあたっては、景観を彩る花の美しい品種の草花を選択する。
- 休耕田や休作地等においては、レンゲやコスモス、ヒマワリ、ベニバナ等の景観作物を栽培することを奨励し、彩りの演出を図る。

[土地の記憶の継承]

- 既存の樹木や草本の群生等はできる限り保全し、景観資源として有効に活用する。また、保全が困難な場合は、移植等により活用を図る。
- 歴史的な古木や鎮守の森、史跡の一里塚、街道の並木等は、地域の歴史資源として積極的に保存する。その際は、資源が置かれている場の雰囲気伝えられるように、その周辺の空間も含めて保存を行う。
 - 古木等の特徴的な単木は、周囲の地形等とともに公園等として保存する。

[地域性・地域景観の演出]

- 山形県特有の散居・散在集落にならない、屋敷林等の地域に特徴的な植栽方法を取り入れることにより、地域性を演出する。

[周辺景観との調和]

- 地域の植生構成や在来樹種等に基づいた林層づくりを行う。
 - 天然林施業や複層林施業を行う。
- 緑地帯の造成にあたっては、周辺の植生の特徴を踏まえた樹種選定や植栽位置の工夫を行う。
 - 隣接する樹林等を景観資源として活用し、必要以上の植栽は行わない。
 - 周辺の樹木群から浮き立つような樹種の実施は行わない。
 - 周辺の樹林等の特徴を活かした樹種選定、植栽配置とする。



先人の手により植林され、庄内平野を縁取るクロマツの飛砂防備林。文化的にも、景観的にも地域の重要な資源である。平野内においても西方を示すランドマークとなっている。

遊佐町
比子地区



旧街道の松並木を、地域の歴史資源として保存している。道路幅や屈曲等もそのままとすることで街道の風情を残している。

静岡県掛川市
旧東海道



沿道の余地を利用して花壇を設け、殺風景になりがちな沿道景観に四季の彩りを与えている。植栽にあたっては、周辺の住民が参加した。

福島県桑折町
国道4号



階段護岸に設けられた植栽樹は、護岸の形態と関連性がなく、河川や背後の山並みから浮き立ち、違和感を感じさせる。



公園に隣接した道路において、既存の樹木を残し、公園・道路の植栽計画の一部として取り入れることにより、歩道空間に変化を与えている。

東京都荒川区
尾久の原公園



幅員が狭い歩道に無理に植栽を行っている。歩道の有効幅員が狭まり、すれ違いの場合等、支障を来す可能性がある。

(8) 雪対策施設

雪対策施設には、雪崩対策施設、吹雪・吹溜り対策施設、着雪対策施設等がある。ここでは、特に、平地部に多く設置され、景観的影響が大きい吹雪・吹溜り対策施設を主な対象とし、景観設計上の留意事項を示す。

なお、雪崩対策施設については、「4. 治山・砂防施設」において記述する。

[周辺景観との調和]

○防雪柵は、冬季以外の季節には、道路際に立ち上がり周辺への眺望を遮る景観阻害要因となることから、可能な限り収納式防雪柵を採用し、冬季以外の季節における周辺への眺望を確保する。

○田園地帯等の自然的な印象の景観を有する場所においては、防雪林の設置や防雪林への代替え等の検討を行い、周辺景観との調和を図る。

[繁雑さの緩和]

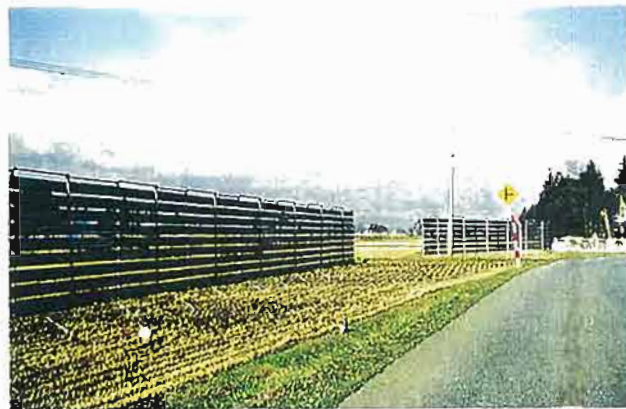
○吹払い柵や吹溜め柵等の道路沿道に隣接して設置される施設については、異なる形態の道路付属物等と混在し、繁雑な印象を与えることから、可能な限り他の道路付属物と一体的なデザインを行う。

→吹払い柵等の支柱に反射テープをつけることで、視線誘導標との一体化を図る。



収納式の雪払い柵を用いることにより、冬季以外は開放的な田園景観が眺められる。支柱に反射テープを付け、視線誘導を図っている。

飯豊町



路肩から離れた位置に雪払い柵を設置している例。走行時の圧迫感が軽減されている。

飯豊町



防雪柵を防雪林に代替することにより、周辺の田園景観との調和が図られるうえ、遠景の山並み等も眺められる。

飯豊町



IV編：管理段階編

風雪にさらされる施設は、時間の経過とともに傷んでいく。維持管理は、施設が存在する限り永続的に実施していく必要がある行為である。

通常維持管理において、施設の更新や移設等が必要となった場合には、本指針に基づいて新たな施設設置を行うことを基本とする。また、観光地等の眺めの良い場所や記念写真を写すような場所の風景は、山形県の景観として人々の記憶に長く留まるものである。このような場所においては、通常維持管理において特に留意して、施設更新等を行うことが求められる。

以下の4項目は、管理段階において配慮すべき一般的事項を集約化したものである。

[設計意図を十分に汲み取って維持管理を行う]

設計意図が明確な施設は、その意図を汲んだ維持管理を行うことが基本である。たとえば、コンクリートの地肌の美しさを活かした施設に地域要請等を受けてペイントを施すこと、十分に考えられた橋梁の桁の色彩を技術者の好みだけで異なる色彩に変更すること、埋設物工事に際して舗装を従前のように復旧しないことなどは、デザインを台無しにする謹むべき行為である。

管理段階においては、このようなことがないように施設毎に管理のルールを定めることなどを検討することが望ましい。

[植物の生長に応じた維持管理を行う]

樹木は、時間の経過とともに生長し、姿を変えていく。また、樹木にはそれぞれの種に応じた本来の姿を有している。道路などでは、建築限界や架空線等により、枝打ちや剪定が必要であるが、必要以上の強剪定により本来の樹木の姿をまったく感じさせない樹木となっている場合もある。

樹木の維持管理においては、種の本来の姿を見極めて、その生長段階に応じて樹形を美しく整えていくことを基本とする。

[生物の生息環境に配慮した維持管理を行う]

公園の植物や河川法面、道路法面等の草本等の緑は、生物の生息環境として機能していることも多い。これらの植物を維持管理するということは、そこに形成されている生態環境を保全することでもある。

緑地等の維持管理においては、一斉に刈込まずに半分ずつ草刈りを行う、生物の成長期を考慮して作業の時期を決める等、生息環境としての緑の機能の担保に十分配慮することを基本とする。

[地域への援助体制を構築する]

地域との協力体制を構築し、維持することは、地域協力によるゴミの収集、草刈りや植栽の維持管理面ばかりではなく、住民が地域への愛着を育む上でも重要な事項である。

この協力体制を維持するために、草花や必要な器材の提供、収集したゴミの廃棄等の必要な援助体制を地域の実情に合わせて構築することを検討する必要がある。

公共事業等景観形成指針策定経過

- 平成 9年度 ※公共施設の景観適合性確保に向けたスキーム検討の中で「公共事業等景観形成指針」を10年度に策定し、この指針が事業に確実に応用されるシステム「景観適合システム」をあわせて検討することを決定
- 平成10年度
- ・掘繁教授（東京大学アジア生物資源環境研究センター）の指導のもと、関係各課室担当者によるワーキングにおいて指針案の検討を行う。
 - ・山形県景観形成検討委員会において、有識者等の意見を聞きながら内容検討
 - ・庁内関係課（室）長からなる県土景観形成推進会議において合意形成を進めた。
- 4月27日 ○第1回公共事業等景観形成指針策定ワーキング
・コンセプト、構成、算定スケジュール等
- 5月27日 ○第2回公共事業等景観形成指針策定ワーキング
・構成案、具体的文案の検討
- 7月 7日 ○第3回公共事業等景観形成指針策定ワーキング
・概要（コンセプト、構成等）、主な施設に係る具体案の検討
- 7月 8日 ◇第8回山形県景観形成検討委員会
・有識者、学識経験者の意見聴取
- 8月24日 ○第4回公共事業等景観形成指針策定ワーキング
・全体素案の検討
- 9月21日 ○ワーキング関係各課室ヒアリング
22日 ・本県における施設整備の現状確認
・指針の盛り込むべき事項の確認
- 9月24日 ◎第1回県土景観形成推進研究会
・指針の全体素案に対する意見調整
- 10月16日 ◎第1回県土景観形成推進会議
・同上
- 10月28日 ○第5回公共事業等景観形成指針策定ワーキング
・施設ごとの具体的な表現についての検討等内容の充実
○県土景観形成推進会議及びワーキング関係課室への意見照会（文書照会）
・具体的な表現の修正等
- 12月21日 ○第6回公共事業等景観形成指針算定ワーキング
・施設ごとの具体的な表現についての検討等内容の充実
- 2月 3日 ◎第2回県土景観形成推進研究会
・指針最終案についての意見調整
・公共事業等の景観適合システムの試行についての検討
- 2月10日 ◇第9回山形県景観形成検討委員会
・指針最終案に対する有識者、学識経験者の意見聴取
- 2月23日 ○指針案最終確認ワーキング
・最終案についての最終修正確認
- 3月 3日 ◎第2回県土景観形成推進会議
・指針案の確定
・公共事業等の景観適合システムの試行について
- 3月 9日 ☆部長会議
・指針の協議
・公共事業等の景観適合システム試行の報告

山形県公共事業等景観形成指針

平成11年3月策定

編集発行 山形県 企画調整部企画調整課
(☎023-630-3083)
土木部管理課建設計画調整室
(☎023-630-3138)
☎990-8570 山形市松波二丁目8番1号
「ゆとり都山形」<http://www.pref.yamagata.jp/>
E-mail kanri@mx3.mesh.ne.jp